

地方公共団体における特定個人情報保護評価の実施見込み等

平成 26 年 9 月 25 日付け特個第 406 号及び総行住第 99 号で、全国の地方公共団体等を対象とし、特定個人情報保護評価の実施見込み(初回の評価実施時期及び評価対象事務数)について照会を行った。その概要は以下のとおりである。

①初回の評価実施時期

(評価実施機関別)	評価実施時期						合計
	平成 26 年度		平成 27 年度		未定	義務無し (※3)	
	～12 月	1～3 月	4～6 月	7 月～			
総計	545	1,299	205	56	470	23	2,598
都道府県	6	32	9	0	0	0	47
指定都市	3	14	3	0	0	0	20
市区町村	442	940	93	13	210	23	1,721
行政委員会(※1)	89	299	81	34	223	—	726
特別地方公共団体(※2)	5	14	19	9	37	—	84

②評価実施対象事務数(しきい値判断により実施が義務付けられる事務数)

	事務数	全項目	重点項目	基礎項目
総計	33,439	789	1,794	30,856
都道府県	753	116	59	578
指定都市	863	185	181	497
市区町村	30,420	304	1,483	28,633
行政委員会	1,057	4	30	1,023
特別地方公共団体	346	180	41	125

③評価実施対象事務数(任意でしきい値判断より上位の種類の評価を実施する事務数)

	全体	全項目			重点項目		基礎項目
		重点→ 全項目	基礎項目 →全項目	対象外→ 全項目	基礎項目→ 重点項目	対象外→ 重点項目	対象外→ 基礎項目
総計	761(121)	16(6)	14(2)	0(0)	144(31)	18(2)	569(88)
都道府県	36(2)	0(0)	12(1)	0(0)	8(1)	16(1)	0(0)
指定都市	18(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	17(1)
市区町村	667(89)	14(4)	2(1)	0(0)	126(22)	0(0)	525(67)
行政委員会	40(26)	2(2)	0(0)	0(0)	9(7)	2(1)	27(19)
特別地方公共団体	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

()内は機関数。重複があるため、各項目の和は全体より大きい。

④評価実施対象事務数の合計

	事務数	全項目	重点項目	基礎項目
総計	34,026	819	1,940	31,267
都道府県	769	128	83	558
指定都市	880	185	182	513
市区町村	30,945	320	1,595	29,030
行政委員会	1,086	6	39	1,041
特別地方公共団体	346	180	41	125

各評価の事務数は、しきい値判断に基づく事務数に、任意で当該評価を行う事務数を加え、任意で上位の評価を行うため当該評価を行わない事務数を除いた数である。

⑤評価実施対象事務数の分布状況(都道府県・指定都市・市区町村)

	全体		都道府県		指定都市		市区町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
0	23	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	23	1.3%
1～10	310	17.3%	3	6.4%	0	0.0%	307	17.8%
11～20	814	45.5%	38	80.9%	1	5.0%	775	45.0%
21～30	418	23.4%	5	10.6%	4	20.0%	409	23.8%
31～40	108	6.0%	1	2.1%	6	30.0%	101	5.9%
41～50	28	1.6%	0	0.0%	3	15.0%	25	1.5%
51～60	18	1.0%	0	0.0%	3	15.0%	15	0.9%
61～70	6	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	6	0.3%
71～80	8	0.4%	0	0.0%	1	5.0%	7	0.4%
81～90	5	0.3%	0	0.0%	1	5.0%	4	0.2%
91～100	1	0.1%	0	0.0%	1	5.0%	0	0.0%
未定	49	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	49	2.8%
合計	1,788		47		20		1,721	
平均事務数	19		16		44		18	

⑥評価を実施する行政委員会の内訳

	全体(1,788)		都道府県(47)		指定都市(20)		市区町村(1,721)	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
教育委員会(※4)	698	39%	42	89%	14	70%	642	37%
その他委員会	28	2%	—	—	—	—	28	2%
合計	726							

※1 行政委員会とは、地方自治法第180条の5に規定される、教育委員会等の行政委員会をいう。

※2 特別地方公共団体とは、広域連合及び一部事務組合をいう。

※3 行政委員会及び特別地方公共団体については、義務付けられない場合には回答不要としている。

※4 教育委員会については、就学支援等に係る事務が想定されている。